

石巻市監査委員告示第11号

令和6年10月29日付け石巻市監査委員告示第9号で公表した産業部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年11月20日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 奥山浩幸

石巻市監査委員 堀内賢市 殿  
石巻市監査委員 清水俊雄 殿  
石巻市監査委員 奥山浩幸 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について（通知）

令和6年10月29日付け石監第13号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>観光政策課</p> <p><b>【負担金、補助及び交付金の支出事務】</b> （令和5年度）</p> <p>次の補助金について不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本遺産関連商品開発事業補助金</li></ul> <p>当該補助金の額については、「石巻市日本遺産関連商品開発事業補助金交付要綱」第6条で「交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」と規定しているが、交付審査の際、算定を誤り1,000円未満の端数を切り捨てることなく、過大に交付していた。</p> <p>過大交付分については速やかに返還を求めること。</p> <p>誤交付額 29,686円</p>	<p>観光政策課</p> <p><b>【負担金、補助及び交付金の支出事務】</b> （令和5年度）</p> <p>御指摘のありました事項につきましては、直ちに過大交付分の返還を求めるとし、現在、過大に交付していた686円の返還の手続きを行っております。</p> <p>今後は、申請内容の確認を徹底するとともに、複数の職員による事務処理チェック体制を確保し、再発防止に努めてまいります。</p>

<p>正交付額 29,000 円 過大交付額 686 円</p> <p><b>【収入事務】</b> (令和 5 年度)</p> <p>マンガアイランド運営・施設管理業務について、契約書では、原則月 1 回または 2 回、売上金（使用料等）を取りまとめ市へ納入、及び売上金にかかる証憑書類、納付金額内訳書を提出することとなっているが、利用者増加に伴う業務繁忙を理由に令和 5 年度の使用料等の納入が大幅に遅滞していた。</p> <p>また、管理運営受託者からの遅滞理由書については、業務履行後に事後報告として提出されていた。</p> <p>今後は遅滞なく使用料等が納入されるよう、管理運営受託者に対し契約内容の遵守について指導を行い、歳入管理を徹底すること。</p>	<p><b>【収入事務】</b> (令和 5 年度)</p> <p>御指摘のありました事項につきまして、令和 5 年度は、使用料等の納入及び証憑書類の提出が大幅に遅滞しておりましたが、管理運営受託者に対し指導を行い、今年度は、月 1 回または 2 回の使用料等納入及び証憑書類提出がなされている状況にあり、改善が図られております。</p> <p>今後も引き続き、管理運営受託者に対し、契約内容の遵守について厳正な指導を行うとともに、所属職員による履行確認を徹底し、適切な歳入管理に努めてまいります。</p> <p>なお、施設の収入事務を含む総合的かつ適正な管理運営を図るため、今後、当該施設の指定管理者制度への移行を検討してまいります。</p>
--	--